

contents

トランスジェンダー選手をめぐるスポーツ界の 現状と課題…………… 1	多様な性のゆくえ⑥…………… 9
いつきの“ヒューマン・ピーイング”⑩…………… 8	今月のブックガイド…………… 10
	JASEインフォメーション…………… 11

トランスジェンダー選手をめぐる
スポーツ界の現状と課題

中京大学スポーツ科学部教授 ^{らいた} 來田 享子

はじめに

スポーツでは、公平性を担保するための仕組みとして、男女別に競う制度が維持されてきた。しかしこの制度では、性の多様性が容認されづらく、トランスジェンダーあるいはDSDs⁽¹⁾の選手がそのままの自分としてスポーツに参加することを困難にしている。社会でトランスジェンダーの人々の権利が尊重されるにつれ、スポーツにおいても参加の平等を保障する動きが生じている。同時に、参加の平等と競技の公平性のバランスをとるための参加条件に関する議論の必要性が高まっている。この議論は現在進行形であるが、言語・人種・宗教などが異なる、世界中の多様な人々が楽しむ文化としてのスポーツは、国際的な人権に関する原則に則ることが求められる。

スポーツ界における取り組みは、総じて、医学モデルから人権モデルへと移行してきたものの、参加の平等と競技の公平性のバランスをめぐり、課題も発生している。本稿では、国際オリンピック委員会 (IOC)

におけるトランスジェンダー選手の参加に向けた取り組みを中心に、歴史的背景と現状を概観し、課題を提示する。

歴史的背景

(1) 性別に競うことを自明視するスポーツ

スポーツには、本来、他者との競争を含まない身体活動が含まれている。個人で楽しむウォーキングやフィットネスなどがその例である。しかし、スポーツ＝他者との競い合い、というイメージは広く定着し、メディア等で報じられるスポーツが社会に与える影響は少なくない。

このような競技としてのスポーツは、競い合う相手が存在することを前提として制度が作られている。この制度の中では、競技の公平性を担保するために、誰が競争相手として適切で、誰が適切ではないかの区別が行われる。このプロセスには、「競争相手として適切ではない誰か」を排除する可能性が潜在している。

多くの人が、オリンピック大会では女性にとって不利なレースが展開されることになるから男女は別のカテゴリーで競技するのが当然だ、と考える。男女を区別することによって女性の参加の権利や競技の公平性が担保されるという考え方を前提としているために、その合理性は疑われにくい。従来の男女の区別を越境する存在、すなわちトランスジェンダーの人々を排除・嫌悪（トランスフォビア）する対象として受け止める傾向は、このような男女を区別することを当然視する考え方から生じると考えられる。

(2) 性を峻別するスポーツの制度の誕生から廃止まで

男女を峻別するという競技上の制度の必要性は、1930年代後半に主張されるようになった。この背景には、それまで女性には不相当だとされてきた競技に女性たちが参入するようになったことがある。当時の時代の価値観においては、スポーツは男性たちの文化であった。社会の担い手の中心は男性だと考えられていた時代であったから、女性が男性と対等な存在としてスポーツを楽しむことは許容されなかった。女性たちは男性とは別の「女性たちのスポーツ」を楽しむべきである、と考えられていた。

こうした考えに基づくルールがオリンピック大会で確立されたのは、1968年のことである。「女性たちのスポーツ」に参加することができるのは、女性であることが証明された存在だけだとする制度、すなわち「性別確認検査」が誕生した。導入時から、検査の医学的限界や人権の観点からの問題性は指摘されていたが、検査が廃止されたのは2000年のことであった。この時まで、スポーツ界では、性別は医学的に明瞭に区別できると考えられ、身体の性別と性自認の不合に対する理解はなされていなかったといえる。

IOCにおけるトランスジェンダー選手の参加規定の変遷

(1) オリンピック史上最初の規定

(2003年10月公表)

2003年10月、IOCは「性別を変更した選手に関するストックホルム合意声明」を公表した。スポーツ界

に大きな影響を与えるオリンピックにおいて初めて、トランスジェンダー選手の存在を承認し、その参加の機会を保障する声明であった。

この声明では、①外性器の変更および性腺摘出術を含む、外科的・解剖学的変更がなされていること、②変更後の性別が適切な公的機関によって法的に承認されていること、③競技における性にもとづく優位性を最小化するために、検証可能な方法によって十分な期間、変更後の性別に適合するホルモン療法がなされていること、が参加の条件として示された。条件には、FtM選手とMtF選手を区別する基準は設けられていなかった。

欧米諸国を中心にトランスジェンダーの人権を保障する法整備が進んだこともあり、IOCの声明をモデルに、国際競技団体が独自の参加規定を設ける例もみられるようになった。しかし、これら2000年代初期の参加規定は、今日的にみれば、限定的なトランスジェンダー選手の参加を承認したものに過ぎなかった。性別適合手術を望まない、あるいは受けられない選手や出身国が性別の法的変更を認めない選手にとっては、性自認にもとづく参加の権利は認められないままであった。ホルモン療法において十分な期間とは何を意味するのかについての科学的根拠は乏しく、不合理に排除される選手が存在する可能性が否定できない点も批判された。

(2) 外科的医療介入の必要性を廃した新たな規定 (2016年1月公表)

13年を経た2016年1月、IOCは新たな合意形成を公表した。「2015年11月性別変更と高アンドロゲン血症に関するIOC合意形成会議」の記録文書には、第一に、国際社会において性自認の自律性の重要性が認識され、法整備が進んだ一方で、そうした法的対応がまったく認められていない国や地域があることに留意する必要があると述べられている。第二に、競技の公平性の担保は重要である一方で、外科的・解剖学的変化を求めることは、近年の法整備や人権概念の拡大と矛盾するという認識が示された。第三に、この文書は「生きた文書」であるとされ、医科学の進展に照らして見直す必要性が示された。

このような合意形成の背景には、2006年の国際人権法専門家会議で採択された「ジョグジャカルタ原

則」やいくつかの国での法整備の変化がある。ジョグジャカルタ原則では、法的性別の変更のために不妊手術を強制することは人権侵害であるとし、トランスジェンダーの人権保障は医学モデルから人権モデルへと移行すべきであるとする主張が示された。

IOCが進めるオリンピック・ムーブメントは、競技会の開催以上の目的を持ったスポーツを通じた国際的・教育的な平和をめざす社会運動である。そのため、競技の公平性の担保を理由に、国際社会における人権保障の現状とかけ離れたガイドラインを示すことは、ムーブメントの理念との矛盾を引き起こす。2016年の合意形成は、国際社会に一步遅れながらもスポーツにおける人権保障を拡大させてきた歴史の流れに沿うものであった。

合意形成会議によって新たに示された参加の基準は、以下のとおりであった。

- 1) トランスジェンダー男子選手は無条件に男子競技に参加することができる（ただし、ドーピングとの差異化のために、世界アンチドーピング機構（WADA）にテストステロンの使用を申請し、治療目的使用に係る除外措置を受ける必要がある）。
- 2) トランスジェンダー女性選手は、①性自認が女性であることを宣言し、その宣言を4年間変更することはできない、②変更後の性別で出場する前の1年以上、血清中テストステロン値が10nmol/ℓ未満であることを証明する、ただし1年という期間が女子の競技における優位性を最小化するのに十分か否かについては、個人情報保護しながら事例毎に評価する必要がある。

この基準における血清中テストステロン値は、男性ホルモンの一種であり、筋肉の量に影響を与えるとされる。また基準値の10nmol/ℓは、標準的な男性のテストステロンの下限レベルであるとされた。

2003年の参加規定と比較すれば、排除されるトランスジェンダー選手は減少することが予想される。一方で、トランスジェンダー女性選手の身体に対する医療的な介入は不可欠とされ、必要な治療以上の介入を要する可能性もある。また研究者からは、血清中のテストステロン値のみを線引きの基準とすることに対する疑義が指摘された。たとえばM. L. Healyらは⁽²⁾、米国のトップレベルの選手男性446名、女性234名の血清中テストステロン値にも大きな個人差があるこ

とを示し（次ページ図1）、基準の不確かさを明らかにした。

2016年の規定に関する批判は、2つの傾向に集約することができる。第一は、骨格や傷害の発生状況、心肺機能や疲労の蓄積等、スポーツのパフォーマンスにとって考慮すべき性差は他にもあり、規定に示された条件では公正性が担保されない可能性があるとするものである。第二は、テストステロン値を基準とすることの妥当性に疑問を呈し、そのような基準によって、性自認を考慮せずに選手を「男」「女」という競技カテゴリーに割り当てる方法には、人権の観点からの問題があるとするものである。

トランスジェンダー女性選手の参加をめぐるスポーツ界の葛藤

(1) トランスジェンダー女性選手へのバッシング

ここまでみてきたとおり、規定上はトランスジェンダー女性選手の参加への道は広がったものの、実際には彼女たちは誹謗中傷のターゲットになる現実がある。その事例のひとつは、オーストラリアのハンドボール選手ハンナ・マウンシー（Hannah Mouncey）の場合である。マウンシー選手は、2019年女子世界選手権のオーストラリア代表メンバーに選出される資格を得ていた。しかし、最終的に公表された代表チームには、彼女の氏名はなく、その理由は不明瞭である。マウンシー選手は、2013年男子ハンドボール世界選手権でオーストラリア代表となった競技歴を有していた。2015年から性別不合を解消する医療的措置を受け、2016年には性別を変更したことにより、再びハンドボール選手としての活動をはじめた。彼女が代表資格を得た際には、好意的に報じる国内メディアが見られ、彼女のSNSには応援メッセージも届いている。その一方で、身長189cm、体重99kgという体格に着目し、批判や中傷も多く寄せられたとされる。実際、日本語でのSNSにも、批判や中傷がみられる。

同時期、米国ではシスジェンダー⁽³⁾女性である高校生が「トランスジェンダー女性選手が大会で上位に入ったために、奨学金を得ることができなかった。教育とスポーツの機会に関する女性の権利を侵害している」として、提訴する出来事が発生した。スポーツで

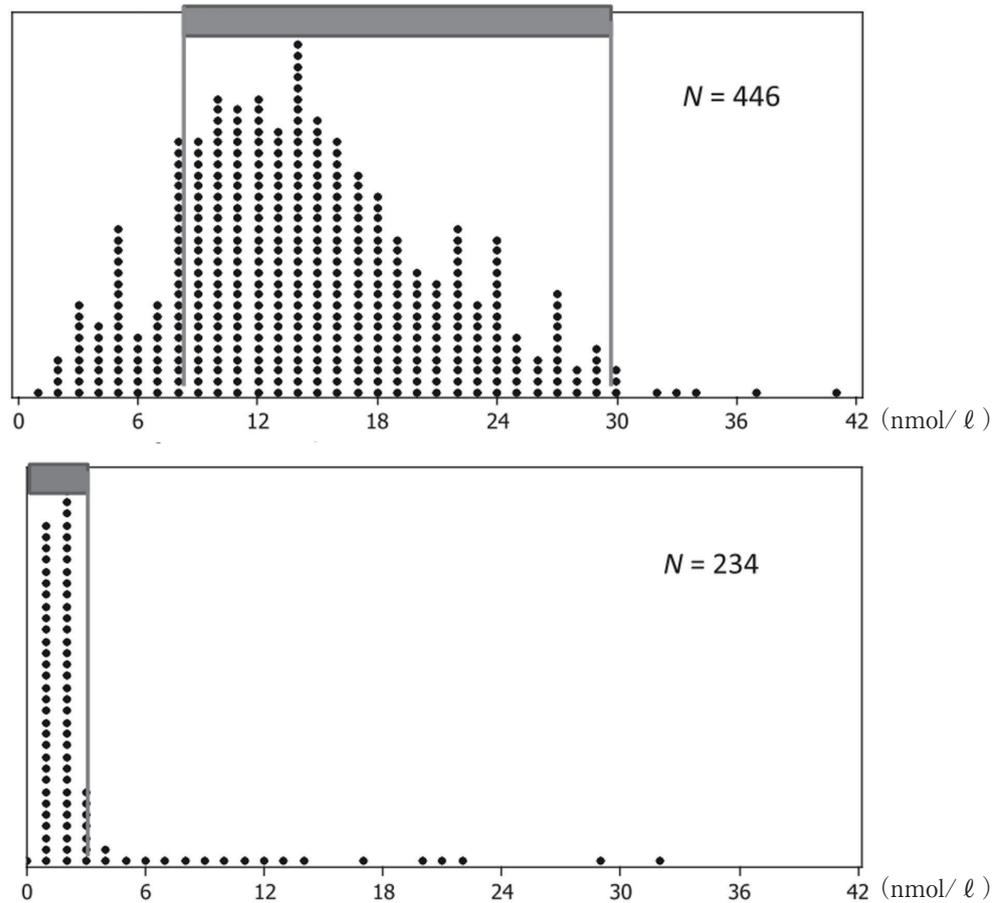


図1 米国トップレベル選手 680 名の血清中テストステロン値の分布

* グラフ上は男性選手 (446 名)、下は女性選手 (234 名)

* ひとつの点は 3 名を示し、グラフのグレーの帯は各性別における一般的な平均値とされるテストステロン値の範囲

M.L.Healy ら (2014) より

の勝利が教育を受けるための奨学金と連動する制度があるために、トランスジェンダー女性選手を不公平だと位置づける議論が起きたことになる。

すべての生徒が本人の認識する性別で扱われるべきとの州法にもとづき、トランスジェンダー女性選手が奨学金を得るという対応は適切だとする見解がある一方で、こうした出来事を機に、トランスジェンダー女性選手の競技会への参加を禁じる州法を成立させる動きが見られるようになった。たとえば、ミシシッピ州では、2021 年 3 月 11 日にこの法律が成立している。これにより、同州の公立学校のスポーツには、「生物学的な性別」にもとづくシスジェンダー女性のみが女子競技に参加する資格を得ることとなった。

先述のマウンシー選手に対する誹謗中傷や米国での州法によるトランスジェンダー女性選手の排除は、スポーツ界が医学モデルから人権モデルへと移行してきた動向に逆行することは明らかである。こうした社会

的情勢がある中で、オリンピック史上初めてトランスジェンダー女性であることを公表する選手が参加したのが、東京 2020 大会であった。

(2) 人権モデルを採用すべき場としてのオリンピックでの挑戦

ローレル・ハバード選手は、1990 年代にはウェイトリフティングの選手として活躍していたが、競技を引退し、2012 年に性別を移行した。その後、再び同競技に参加し、2017 年にはこの競技で初となるトランスジェンダー女性選手による金メダル獲得を達成した。その後もワールドカップで優勝するなどを経て、ニュージーランド代表として東京 2020 大会への出場資格を得た。

東京 2020 大会で競技する前から、ハバード選手の存在はメディア等で大きく取り上げられた。女性の権利を擁護する団体「スピーク・アップ・フォー・ウィ

表1 IOCの最新フレームワークに示された10の原則(2021年11月)

① 排除がないこと 誰もが安全に偏見なくスポーツに参加できるよう、あらゆる性自認の人々にとって快適な環境やガバナンスが整備される必要がある
② 被害の防止 選手の身体的、心理的、精神的な福祉(幸福で安定した状態)が優先されるべきであり、その侵害への被害を防止する
③ 差別を容認しない 参加資格基準を満たすことを条件として、選手は自己決定した性自認に最もあてはまるカテゴリーで競技を行うことが認められ、性自認・身体的外見等による差別を容認しない
④ 公平性 いかなる選手も不公平で不均衡な競技場の優位性を有していないという確証を提供し、他の選手の身体的な安全に関する危険を防止する
⑤ 優位性に対する推定を行わない 身体の性の多様性や身体的外見、トランスジェンダーであることを理由に不公平な優位性があるとされるような推定を行わず、根拠のない排他的理由にもとづく排除を行わない
⑥ 根拠にもとづくアプローチ 不公平で不均衡な競技上の優位性が一貫して存在することや他の選手の身体的な安全に対するリスクを避けられないことが、研究倫理に則った統計学的に信頼できる調査データにもとづき示されること。他の競技や種目の参加条件に適合する場合には参加が阻害されないこと。選手には救済に関する法的手段が提供されること
⑦ 健康および身体の自律性の優先 選手は競技団体等から参加基準を満たすための医療的介入や婦人科診査等の侵襲的な身体への検査を強制されてはならない。この種の被害が生じないように競技団体は関係者への教育を行う
⑧ ステークホルダーを中心に据えたアプローチ 参加基準の設定や見直し、評価、更新を行う際には、悪影響を受ける可能性のある選手と協議し、あらゆる決定が中立性・不偏性等の手続き上の公正性や公平性が確保され、選手が懸念や苦情を表明する仕組みを整備する
⑨ プライバシーの権利 競技団体は参加資格に関する意思決定過程の透明性を確保しつつ、影響を受ける可能性のある選手のプライバシーを保護する。参加資格を決定するためのデータ収集においては、選手にデータ収集の目的等に関する十分な情報を提供し、同意を得る
⑩ 定期的な見直し 参加資格基準は、倫理、人権、法律、科学、医学の進歩を反映するために、見直しの時期が予測可能な間隔で定期的に見直しが行われるべきで、その際に利害関係者からの意見を含めるようにする。

メン」は、「女性の活躍の機会を脅かしており、五輪の女子競技に出場すべきではない」とする見解を提示し、彼女の出場を批判した。

87kg超級に出場したハバード選手の過去の最高成績は、金メダル候補のシスジェンダー女性選手と比べ、50kg少なかった。世界ランキングで見れば、ハバード選手のメダル獲得は厳しいと考えられていた。それにも関わらず、批判的な意見の多くは、彼女が勝利すると決めつけ、「不公平な存在」とするものであった。

こうした意見に対し、IOCの医事・科学委員会の責任者は、ハバード選手は女性であり、彼女が所属する連盟の規定の下で競技すると擁護し、さらに「五輪予選を通過した彼女の勇気と粘り強さに、私たちは敬

意を表すべきだ」とした。また、ニュージーランド・オリンピック委員会は、ハバード選手はスポーツがあらゆる人を受け入れることへの対話を始める上で重要な模範的人物であると評した。

参加基準を国際競技団体に委ねる新たな枠組み

(2021年11月公表)

上述のようなトランスジェンダー女性選手の参加をめぐる直近の葛藤を踏まえ、IOCは2021年11月に「公平で性自認や身体の性の多様性にもとづく排除や差別を容認しないIOCの枠組み(以下、最新フレームワーク)」を公表した(表1)。最新フレームワーク

に示された10の原則の項目名とそれぞれの原則の意図がわかるよう簡単な説明を付した。

この最新フレームワークでは「IOCは、あるアスリートが他のアスリートに対して不均衡な優位性を持ちうるかの判断は、各競技の性質を考慮した上で、各競技とその統括団体の責任において行わなければならないと考えている」とし、IOCが一律の参加基準を提示することを避ける立場を示した。また、この最新フレームワークを公表する目的は、国際的な競技会のほとんどが「男女別カテゴリー」という制度を採用しているという現実を認識しつつ、トランスジェンダーやDSDsであることを理由に排除されないようにすることであると記された。

この最新フレームワークからは、人権の観点から性自認の自律性を重視し、可能な限り排除をなくそうとする方向性が示されている点で、先にみた米国の州法等とは、一線を画している。こうした方向性に加え、国際社会における法整備や医科学の進歩が反映され、参加基準を満たすための外科的な医療介入や検査の強制が認められないとされたことの意義も大きい。従来の規定によって懸念されてきた人権侵害を防ぐ視点は盛り込まれたが、競技別の基準をめぐる混乱は避けたいと考えられる。

最新フレームワーク公表以降の国際競技団体の動向

最新フレームワークの公表を受け、2022年7月時点で、いくつかの国際競技団体がトランスジェンダー選手の参加基準を設けたことがメディアで報じられている。たとえば、国際水泳連盟(FINA)は、6月19日に臨時総会を開催し、トランスジェンダー女子選手が女子競技に出場することを禁じ、オープンカテゴリーを設置することを公表した。このような決定の背景には、2020年まで男性として競技に参加していたリア・トーマス選手が性別を変更し、全米大学体育協会選手権の女子競技で圧勝したことがある。総会では7割を超える賛成を得たとされる新ルールに対しては、差別的、非科学的であるとする見解や、ルールの運用にあたり選手のプライバシーと人権を著しく侵害するという見解が示されている。また、オープンカテゴリーの設置という方策は、性自認の自律性の重視という

IOCの方向性とは明らかに異なっている。

FINAの決定を受け、陸上競技を統括するワールドアスレチックや国際サッカー連盟も、近い将来に参加基準を見直す意向を公表している。複数の影響力のある国際競技団体の意向に対し、7月初旬には国際スポーツ医学連盟(FIMS)の会長は、トランスジェンダーやDSDsの選手の出場を制限することは、オリンピック憲章の原則に反するという主張を行った。加えてFINAの新たな参加基準は、科学的な根拠も不十分であるとしている。

おわりに

トランスジェンダー選手の参加資格に関する議論は、競技力に影響を与え得るか否かという視点から、トランスジェンダー女性選手に焦点をあてるものが中心である。2000年以降、オリンピックにおいては、医学モデルから人権モデルへとシフトする様相を呈してきた。しかし、オリンピックのような理念を持たず、世界のトップを決めたり、競技の結果が選手個人の利益に直結する場面では、IOCの示した方向に進んでいるとは言い切れない現状がある。オープンカテゴリーの設置というルールは、一見、競技の公平性を確保する新たな枠組みのようではあるが、そこへの出場とは、トランスジェンダーであることを世界の目にさらすことを意味する。法的に性別移行を認めない国や地域の選手は、自己実現を図ることができる唯一の場であるスポーツからも排除されることになる。

性の多様性に理解のある人々ですら、スポーツでは男性の競技力が高いという印象から、トランスジェンダー女性選手を「不公平な存在」とであると認めざるを得ない考える人がいる。しかし、現実にはトランスジェンダー女性選手が必ず勝利し、トランスジェンダー男性選手は必ず敗北するという図式は成立していない。たとえば、BMX(バイシクルモトクロス)競技のチェルシー・ウルフ選手は、東京2020大会に補欠選手として選出されたが、正選手はシスジェンダー女性である。またトライアスロンのクリス・モジエ選手は、トランスジェンダー男性選手として初めて、2016年にはアメリカ代表チームに選出されている。

血清中テストステロンを参加基準とすることの妥当性とその基準については検証の必要がある。加えて男

女別に競技をする制度の中では、何を優位性の指標とするのかについてのさらなる科学的根拠の探索が必要であろう。バスケットボールでは身長が高いことは競技上の優位性のひとつである。しかし、同じ性別カテゴリーで競技する場合には、そのことが「不公平な存在」であるとは認識されてこなかった。スポーツのルールは、100年以上をかけて「公平にみえる」基準を模索してきた結果の産物にすぎない。現代社会において公平にみえる基準とは何かを、思い込みや偏見に囚われず探し続けることにこそ、スポーツという文化にとっての重要な意味がある。その探索は、ひいては「男」「女」という名称のカテゴリーで競うことが現代社会にはもはや適合しない制度であるという結論を導く可能性もある。

IOCの最新フレームワークには、「(このフレームワークの)原則は、ハイレベルな組織的競技大会の特定のニーズを念頭に起草されているが、以下に示されている包摂と差別を要因しないという一般原則は、スポーツのあらゆるレベルで促進され、擁護されるべきものである。」と示されている。この一文は、日常レベルのスポーツにおいて議論を続ける際にも必要となる前提を想起させる。すなわち、競技レベルにかかわらず、トランスジェンダー選手とシスジェンダー選手の努力は等しく貴重であり、優劣をつけることはでき

ない、ということである。仮にトランスジェンダー選手に身体的な優位性があったとしても、そこには性別不合に悩み、乗り越える苦しさの中でスポーツに取り組んだ努力がある。その人生の道りへの理解なくして、勝敗を決するための現行制度の方法論に拘泥すれば、スポーツは時代遅れの文化になりかねない。トップレベルのトランスジェンダー選手の参加資格をめぐる議論は、科学的根拠の乏しさゆえに、しばらくは継続すると考えられる。その議論によってトランスジェンダーの人々への差別や偏見を助長することが懸念される。だからこそ、日常レベルの体育、運動部活動、スポーツにおいては、トランスジェンダーの人々が、安心して、快適に参加できる環境を整える必要性があるのではないだろうか。

【注】

- (1) Differences of Sex Development の略称。医学的には Disorders of Sex Development、性分化疾患と表現される場合もある。典型的な女性あるいは男性とはことなる身体的特徴をもつ状態の総称で、具体的な体の状態は人によって大きくことなる。
- (2) M. L. Healy, J. Gibney, C. Pentecost, M. J. Wheeler and P. H. Sonksen (2014) Endocrine profiles in 693 elite athletes in the postcompetition setting., Clin Endocrinol 81(2):294-305. doi: 10.1111/cen.12445. Epub 2014 Apr 2.
- (3) 生まれたときに割り当てられた性別と性自認が一致している。

JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約6万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧】必ず事前に電話で予約が必要です (tel 03-6801-9307)。貸出業務は行っていません。

【開室日・時間】 しばらくの間、月～金曜日 11:30～16:30

【休室日】 土・日曜日、祝日、年末年始 ※この他、会議等で臨時に休室することがあります。

【コピーサービス】 コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。

<https://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

資料室 利用方法

収集文献 ・資料

統計・調査報告書、ジェンダー・フェミニズム、性教育一般・性教育の歴史的資料、国内雑誌、障害者、セクソロジー（自然科学系、人文・社会学系）、民俗学・文化人類学・風俗、性研究史・性学史、教科書・指導書・学習指導要領、幼児期～青年期、国内学術誌、国際（海外団体資料・海外学術誌）、高齢者・家族問題、文学・評論・エッセイ・文庫・新書、官公庁資料、JASE 刊行物、映像資料、個人論文、雑誌記事、新聞記事、絵本・写真集・マンガ、江幡・篠崎・朝山・石川・ダイヤモンド文庫、ほか。

<https://www.jase.faje.or.jp/cgi-bin/search1.cgi>

いつきの“ヒューマン・ビーイング”

人権について考える ⑬

ふたつの「まなざし」が 与えてくれた気づき

土肥いつき

京都の公立高校教員。24時間一人パレード状態のトランス女性。趣味の交流会運営で右往左往する日々を送っている。

人権学習では、研修旅行先にかかわるものをテーマとしてとりあげることがあります。今回は、わたしの勤務校の研修旅行の行き先が沖縄になった時にとりくんだ「沖縄人権学習」について書こうと思います。

人権学習づくりは教材探しからはじまります。とりあえず「沖縄 人権 教材」でネット検索をしました。出てくるのは平和学習の教材ばかりです。もちろん平和学習も人権学習ではあります。しかし、わたしが生徒たちに問いかけたかったのは、「ヤマトンチュのウチナンチュへのまなざし」についてでした。

わたしはいつも「なぜこの状況があるんだろう」と考えます。沖縄の場合、「なぜ、今、基地が沖縄に集中しているんだろう」「なぜ沖縄で地上戦があったんだろう」と考えます。多くの平和学習では基地問題や地上戦を扱います。しかし、人権学習で扱わなければならないのは、その背後にある「ヤマトンチュのウチナンチュへのまなざし」なのではないかと考えたのです。しかし、そのまなざしがどのようなものか、わかりませんでした。

人権学習をおこなうのは10月末です。年度当初からどうすればいいか、半年間ひたすら考えました。いろいろな友だちにヒントになる映像があれば、なんでもほしいと頼みました。なんのきっかけもなく途方に暮れていた10月のはじめ、ある友だちが「こんなものがあるよ」と、一枚のDVDを貸してくれました。それは、NHKのETV特集で放映された「深く掘れ己の胸中の泉 沖縄学のまなざし」というものでした。

「深く掘れ己の胸中の泉」は、沖縄学の父と言われる伊波普猷がニーチェの警句「汝の立つ所を深く掘れ、其處処には泉あり」を沖縄語に翻案した琉歌とされています。このようなタイトルを持つこの番組は、沖縄が日本に組み込まれ、日本に同化することを強いられた時代に、沖縄の文化価値を再確認するとともに、自立を模索した「沖縄学」をとりあげたものです。「沖縄学」は、琉球最古の歌謡集「おもろさうし」の解説を中心にした書『古琉球』を出版した伊波普猷によっ

てはじまり、伊波普猷の弟子であるとともに、ひめゆり学徒隊を引率しその史実を訴え続けた仲宗根政善が引き継いでいきます。そして、番組では、形を変えながらも、奪われた言葉や文化をとりもどす営みが現在も続いていることが描かれていました。

このDVDを見た瞬間、自分の中にバラバラに存在していた問題意識がひとつにつながりました。日本が沖縄に対して行っていたことは、朝鮮に対する皇民化政策と同じものだったのです。沖縄に対する「まなざし」は、植民地に対する支配者のそれであると直感しました。それならば、日本が歴史の中で沖縄から言葉や文化を奪った過程と、それに抗して沖縄が文化や言葉を取りもどす営みを伝えればいいと思いました。

そのことに気づいた頃、別の友だちからご当地ヒーローものの「琉神マブヤー」のDVDが送られてきました。その第1話で、悪役ハブデービルは手下のクーパーに次のように言います。「いいか？ ウチナーグチ^(注1)というのは口でできてると思うか？ 言葉っていうのは心でできているわけよ。だから、ウチナーグチのマブイストーン^(注2)は言葉を消すために奪ったんじゃない。ウチナンチュの心を消すために奪ったわけよ」。沖縄学の営みは、子ども対象のご当地ヒーローものの中にも息づいていることがわかりました。

そこで、ふたつの番組のエッセンスに加えて、沖縄市・中の町で撮影した中高生のエイサーの練習風景をエンディングにした視聴覚教材をつくりました。そのエンディングには「歴史の中で日本やアメリカに奪われた言葉や文化をとりもどす営みがここにある。私たちが行く沖縄には、こんな歴史があり、今があり、その中でウチナンチュの人々は生きている。そんなことを知って沖縄に行けば、ひとつ深く沖縄を楽しめるのではないだろうか」というテロップを入れました。

人権学習の教材をつくる醍醐味は、あのひらめきの瞬間を味わうことにあると思います。そして、その瞬間を味わったからこそ、子どもたちに「伝える」ことができるのだと思いながら、教材づくりをしています。

多様な性
のゆくえ

One side/No side [64]

「私たちは、あなたです」

日本 HIV 陽性者ネットワーク・ジャンププラス (JaNP+) の創設者、長谷川博史さんは詩人であり、同時に辛口の批評家でもあった。ただし、「辛口」の部分は私の個人的な感想かもしれない。HIV 陽性者や感染の高いリスクに直面している人たちが、息をひそめるように日々を過ごしていた「エイズの時代」について、新聞の記事とは異なる表現方法で伝えたいと思い、実は私も1990年代の半ばから10年余りの間に20編ほどの詩を書いていたからだ。

その何編かを長谷川さんにみてもらったことがある。しばらくして「新聞記事みたいだね」という感想が返ってきた。人懐こい笑顔で言われると、かなりこたえる。たとえば『前向きであろうと、なかろうと』と題した長めの詩はこのように終わっている。



人は常に前向きな日々を送っているわけではない
そんな事はしたいと思ってもできない
HIV というウイルスに感染してしようと、いまいと
ポジティブであろうとがなかりうが
そうした事情に変わりはない
ひたすら前向きであれと求めることの
ある種の不当さ
その大いなる錯誤の中で
私はかすかに自らを恥じ
そして、小さく伝えられるものなら
付け加えておきたい
前向きであろうと、なかろうと
私たちはあなたです



読み直してみると、妙に説明がくどく、確かに詩よりは新聞記事に近いかなあ、とも思えてくる。

東京・神宮前の国連大学ビル2階にある UN ギャラリーでは2003年秋、「ポジティブ・ライブズ」という国際写真展が開催された。世界の報道写真家がそれぞれの国の HIV 陽性者の日々を伝える写真展であり、日本からは菊池修さんが撮影した長谷川さんの写

真が何点か出品された。オープニングでは長谷川さん自身もあいさつに立ち、スピーチを行っている。

「前向きであろうと、なかろうと」は写真展のチラシ用に私が考えたコピーであり、最後の「私たちはあなたです」については、こんな説明をしたこともある。『いま私たちが生きているこの社会には HIV に感染している人も、していない人もいて一緒に暮らしている。感染していない人が私たちで、感染している人はあなた。そのような区分はまったく意味を持たない』

なんでも説明したがるのが新聞記事みたいな印象になってしまうのだろうか。すでに書いたように長谷川さんはその2年後の2005年7月、神戸で開かれたアジア・太平洋地域国際エイズ会議の開会式で歓迎のスピーチを行い、次のように語っている。

《HIV 陽性であろうとなかろうと、その想いが前向きであろうとなかろうと、私たちは同じ世界に生きているのですから、ここに集まった人々はみな、小さなウイルスとの大きな闘いに立ち向かっている仲間です》

舞台の袖にいた私は一瞬、「あれ？どこかで聞いたような」と思った。使えるものは遠慮なく使う。その辺のちゃっかりさも長谷川さんの憎めない一面である。

JaNP+ は2002年4月設立。同じ年には「HIV をもっている人も、そうじゃない人も、僕らはすでに一緒に生きている」という Living Together キャンペーンも始まっている。認定特定非営利活動法人ぶれいす東京の公式サイトによると、コミュニティセンター akta とぶれいす東京が LIVING TOGETHER 計画という呼びかけ団体を作り「HIV のリアリティを感じて生きる人たちの声にふれてもらう」活動を展開してきたという（欄外アドレス参照）。

「私たちはあなたです」も、「前向きであろうとなかろうと」も当時、気の遠くなるほど繰り返されてきた議論から生まれている。長谷川さんはその論客の一人でもあった。言葉をちゃっかり拝借したのは実は、その議論をそばで聞いていた新聞記者だったのではないか。最近はそのような気もしている。

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

「おうち性教育」にも

「中学校3年間合計での性教育の授業時間数は7時間程度」という調査結果がある。私の中学生時代、「性教育を受けた記憶はまったくないのだからまだマシ」とは、言えない。現代の子どもたちは、様々な情報源を持っており、凄まじい「性に関する情報の波」に晒されている。インターネット上には性情報が氾濫し、SNSを介した子どもたちの性被害がマスコミでもたびたび報道されている。

日本の学校教育（文部科学省）は、危機感をもって体系的な性教育に取り組んでほしいとの願いから、民間の人たちが様々な活動を始めている。ここで紹介する『10代の不安・悩みにこたえる「性」の本』も、それらの活動の一つの産物である。

NPO法人ピルコン理事長の染矢明日香さんが監修している。章立ては以下のとおり。

- 1章 「性」について知ろう
- 2章 体の変化を知ろう
- 3章 心の変化を知ろう
- 4章 お互いの心と体を大切にしよう
- 5章 こんなときどうする？ トラブル&お悩み相談

「はじめに」には、次のような一文がある。

〔この本では、あなたの心や体に関する知識や、性に関するさまざまな不安・悩みへのアドバイスをまとめて紹介しています。最初から通して読むと、より深く内容がわかる構成ですが、気になる不安や悩みのページがあれば、そこから読み始めても構いません。また、この本は10代の皆さんだけでなく、まわりの大人にもぜひ知っておいてほしいことがまつまっています。〕 染矢明日香さんは、「あとがき」で「大人になって、性について楽しい経験もつらい経験もしたのをきっかけに、私は「新しい性教育」に出会い、学び



10代の不安・悩みにこたえる「性」の本

監修 染矢明日香
学研プラス
定価 4950円（税込）

『人間と性の絵本』全5巻

文／浅井春夫・良香織・水野哲夫 絵／柿崎えま
大月書店 定価各巻2750円（税込）

直しました。「新しい性教育」とは、「包括的性教育」や「包括的セクシュアリティ教育」とよばれるもので、科学と人権に基づき、性に関する幅広い内容を扱い、自分のからだのことを自分で決められるように皆を支える学びです。〕

イラストやマンガを使い、小学生でも読めるよう漢字にふりがなが付いており、学校図書館などへの納本を考えてか、「特別堅牢製本図書」仕様になっている。小学校高学年から中学生の性教育の教材として最適な一冊である。価格が高いが、「おうち性教育」にも活用できるだろう。

もう一点、やはり「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」にもとづいた「包括的性教育」の書籍を紹介する。『人間と性の絵本』全5巻の絵本シリーズである。

邦訳『改訂版・国際セクシュアリティ教育ガイダンス』（明石書店）の訳者である浅井春夫さんと良香織さん、そして水野哲夫さん（『季刊セクシュアリティ』編集長）が執筆、絵を柿崎えまさんが担当している。

各巻のテーマは、第1巻が「わたしってどんな人？」、第2巻「からだってステキ！」、第3巻「思春期ってどんなとき？」、第4巻「性は人権なの？」、そして第5巻が「考えよう！人間の一生と性」。

各巻の冒頭「読者のみなさんへ」で、絵本シリーズの4つの目標をあげている。

- ①性を科学的に知り、考える絵本に
- ②性を幅広く考える絵本に
- ③性をポジティブにとらえる絵本に
- ④楽しく、おとなも子どももいっしょに読んで考えられる絵本

小学3年生以上の漢字にはふりがなが付けられている。この絵本シリーズは、それぞれの巻のテーマが、年齢に応じた選択が可能な内容になっており「おうち性教育」には最適なシリーズといえる。

（教育ジャーナリスト 日向野一生）

9/4 (日)
13:00~17:00

第13回世界性の健康デー記念イベント2022in 東京 東京性教育研修セミナー 2022夏



LET'S TALK PLEASURE !

オンライン開催

プレジャーについて語ろう

「世界性の健康デー」は、性の健康世界学会（WAS）が2010年から提唱しているメモリアルデー。毎年9月4日を「世界性の健康デー」と定め、世界中のWAS会員が自身の居住している都市で様々な趣向を凝らして記念イベントを開催しています。東京も2010年の第1回から参加しています。

内容

〈トークセッション1〉「若者のリアルと性教育のトレンド」(仮題)

このセッションでは、様々な性教育の活動取材してきたテレビディレクターと、若者の動向に詳しい識者を迎え、若者のリアルな動向と、市井の性教育活動の実際について話を展開し、今性教育に求められるものや今後性教育活動に必要なものなどについて考える時間にしたいと思います。

〈トークセッション2〉「日本の性教育をプレジャーの視点で問い直す」

セクシュアル・プレジャーを日本語にすると「快樂至上主義」的な解釈をされてしまう向きもありますが、「誰かの犠牲や我慢のうえに成り立つ快樂は存在しない」といった人権をベースにした概念です。「プレジャー（楽しさ、喜ばしさ、快樂）」と「人権」という視点で問い直すと、どうでしょうか？ 識者のトークから探りたいと思います。

【登壇者】 福田和子（#なんでないプロジェクト）、清水美春（元公立高校保健体育科教員・びわこんどーむプロジェクト代表）

※指定発言者／高橋幸子（産婦人科医）

申込み・問合せ先等

参加費／1,500円（一律） 主催／世界性の健康デー東京大会実行委員会 協賛／日本性教育協会
問合せ・申込み先／<https://wshd.jp>（8月17日頃から詳細情報公開）

※先月号で、ハイブリッド開催を予告しましたが、その後の新型コロナウイルスの感染状況等を考慮し、
オンラインでの開催に変更いたしました。



9/10 (土)
10:00~13:00

第196回国治研セミナー

対面型／当日オンライン／後日配信 講義+ワークショップ

生活をゆたかにするセクシュアリティ教育

障害のある子どもと学ぶ性と生

内容

09:30 会場入口にて受付開始

09:58 開会挨拶

10:00～11:20 講義：障害のある子ども・若者のセクシュアリティ
伊藤修毅（日本福祉大学 教育・心理学部子ども発達学科学学校教育専修准教授）

11:30～12:50 ワークショップ：子どもたちの「性的行動」にどう向き合う？

12:50～13:00 質疑応答 総括まとめ

13:00 閉会挨拶 終了

会場

チャイルドライフ 八王子みなみ野 1F 会議室（八王子市みなみ野一丁目7-1）
（JR 横浜線 八王子みなみ野駅より徒歩5分）

申込み・問合せ先等

参加費／一般4,500円、国治研会員3,500円

主催／一般社団法人チャイルドライフ

問合せ・申込み先／TEL042-641-5901 FAX042-641-5902 Email:edu@childlife.gr.jp 申込締切：9月8日18:00

<https://childlife.gr.jp/education/>

9/25 (日)
13:00~16:30

第22回 日本性科学連合(JFS)性科学セミナー

セクシュアリティと法律・社会のいま
大きく変貌を遂げようとしている「注目の法律・制度・政策」について
最新情報・動向をキャッチする

オンライン開催 (Zoom)

オンデマンド配信：10月1日(土)～7日(金) 予定

プログラム

13:00～13:10 開会挨拶 大川玲子 (JFS 会長)

【第1部】リモート時代の「性と生殖に関する健康」(避妊薬オンライン処方について等)

司会：渡會 睦子 (日本性感染症学会)

13:05～13:20 講演1 北村 邦夫 (日本家族計画協会)

13:20～13:35 講演2 染矢 明日香 (NPO 法人ピルコン)

13:35～13:55 司会・演者による3者討論

13:55～14:05 質疑応答

【第2部】AV新法/売防法の抜本改正で何が変わる？ 性暴力と法律

司会：内田 洋介 (日本性機能学会)

14:15～14:30 講演3 演者未定

14:30～14:45 講演4 要 友紀子 (SWASH)

14:45～15:05 司会・演者による3者討論

15:05～15:15 質疑応答

【第3部】SOGI (性的指向・性自認) の多様性をめぐる法律・制度・政策のいま

司会：東 優子 (日本性教育協会)

15:25～15:40 講演5 針間 克己 (日本性科学会)

15:40～15:55 講演6 森 あい (弁護士/くまにじ/マリフォー)

15:55～16:15 司会・演者による3者討論

16:15～16:25 質疑応答

16:25～16:30 閉会挨拶

参加費・問合せ先等

参加費・申込み方法/申込みは、ホームページ <http://www.jfs1996.jp/> から、参加費 3,000 円 (学生 1,000 円)
オンデマンド視聴費：1 講演 1,000 円

問合せ先/日本性科学連合 (JFS) 事務局 (〒113-0033 東京都文京区本郷 3-2-3-4F 日本性科学会内)
E-mail : info@jfs1996.jp



性科学ハンドブック Vol.13

好評発売中!

岩室紳也と早乙女智子の
もっと知りたい性のこと

岩室紳也・早乙女智子著 ◆A5判:138頁 頒価700円

『現代性教育研究ジャーナル』2014年4月号～2017年3月号に連載した「もっと知りたい女子の性/もっと知りたい男子の性」に、加筆・訂正して再構成したものです。

主な内容

- part 1 多様な性/「性」を科学する難しさ/女は女として生まれない/性別違和/ジェンダーバイアス・ジェンダーギャップ ほか
- part 2 女性の性/膣VAGINAはくぼみである/女子もします! マスターベーション/人工妊娠中絶と女性の身体権 ほか
- part 3 男性の性/「包茎」を科学する/男子はおちんちんで育つ/「男」は環境で育つ性/男性の性機能って何? ほか

※送料等は、ホームページを参照してください。

◆JASE ホームページ <https://www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html> からお申し込みいただけます。

または、Email info_jase@faje.or.jp

TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478





SEE 性教育アカデミー2022

SEE (Sexuality Education & Empowerment) 主催



性と対人関係について語る 安全な場づくり

～SARにつなげるネットワーキングスキル～

対面研修

定員20名

【日 時】2022年11月5日(土)

10時から16時30分

【場 所】大阪府立大学 I-Site なんば C-1
(大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号)

【参加費】8000円(資料代含む)

SAR (Sexual Attitude Reassessment) とは、性に関する教育や支援に関わる人が、「性に関する自己の価値・態度」と向き合い、再構築するための研修プログラムです。性に対する内容は、不快さや不調、葛藤を生じさせるトリガーとなりうる刺激が含まれることが多いものです。だからこそ、性と対人関係を扱う支援者には、SARのような自己覚知を目的とした研修が必要であり、学び合いのための安全な場づくりや適切な課題を選定するスキルも研修を行う際には欠かせない資質となります。

今回のSEE性教育アカデミーでは、昨年度に引き続き藤岡淳子先生をお招きして、性と対人関係について語る際に必要な「安全で対等な場づくりとグループの対話を深めるためのファシリテートスキル」を学びます！参加者同士の対話のプロセスを通じて、個人の成長はもちろんのこと、専門的スキルと対人スキルを向上させる機会になると考えています。是非一緒に語り合いましょう。

スケジュール

9:45-10:00	受付(10:00-10:05 主催者挨拶)
10:05-12:00	講義&ワーク:安全な場づくり(藤岡)
12:00-13:00	お昼休憩
13:00-14:00	支援者への影響(野坂・吉田)
14:10-15:30	解説&SAR体験(東)
15:40-16:30	ふりかえり

お申し込み方法(要事前予約)

- 1) peatixでクレジット払い
<https://see-sgft.peatix.com> を Peatix で検索し、申し込みと支払いを完了してください。
- 2) 口座振り込み
事務局宛 (kansaishy@gmail.com) に
件名(タイトル)に「11月5日申し込み」、本文に、「1.お名前、2.ご所属、3.連絡先(メールアドレス)」をご記入ください。口座振り込み情報を返信します。

講師プロフィール

藤岡淳子

大阪大学大学院名誉教授、臨床心理士/公認心理師。児童相談所、児童自立支援施設、刑務所などで、非行や犯罪行動のある少年と成人の教育プログラムの実施およびスーパーバイザーを行う。一般社団法人もふもふネット代表理事。

東 優子

大阪公立大学大学院人間社会システム科学研究科教授。ハワイ大学大学院で性科学とソーシャルワークを学び、大学(教育福祉学類)では社会福祉士養成課程を担当。GID学会理事。日本性教育協会(JASE)運営委員。

野坂祐子

大阪大学大学院人間科学研究科・准教授、臨床心理士/公認心理師。学校や児童福祉領域での性的問題に関する臨床・研究を行う。児童相談所や刑務所での治療教育に関するスーパーバイザー。日本性教育協会(JASE)運営委員。JSTSS学会理事。

吉田博美

駒澤大学学生支援センター・常勤カウンセラー、臨床心理士/公認心理師。性暴力・性的虐待被害者の心理療法が専門。米国ペンシルバニア大学不安障害治療研究センター認定Prolonged Exposure Therapyスーパーバイザー/セラピスト。



協賛：JASE(日本性教育協会) 共催：大阪公立大学女性学研究センター

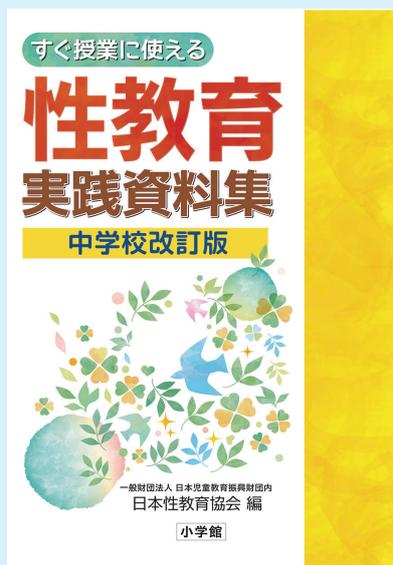
すぐ授業に使える

性教育実践資料集

中学校改訂版

〈主な内容〉

- 第1章 中学校における性教育（性教育を実践するにあたって／性教育の目的と意義）
- 第2章 性教育の実践（性教育の現状と実践の課題／学習指導要領における性教育の取り扱い／性教育の指導体制／指導計画の作成／性教育実施上の留意点／家庭・地域との連携／中学校の性教育の今後に向けて）
- 第3章 指導事例（各学年における指導計画と指導の流れ／8つの1年生の指導事例／6つの2年生の指導事例／6つの3年生の指導事例／7つの個別指導事例／5つの組織の指導事例）
- 第4章 参考資料（性行動経験率／性的なことへの関心割合／自慰経験率／性的関心の経験割合の推移／性へのイメージ／性感染症報告数の推移／梅毒患者報告数の推移／HIV・エイズ感染者の動向／人工妊娠中絶実施率及び推移／用語解説）



定価 2,200 円（税込） B5 判・224 ページ

「若者の性」白書

第8回 青少年の性行動全国調査報告

〈主な内容〉

- 序章 第8回「青少年の性行動全国調査」の概要
- 第1章 変化する性行動の発達プロセスと青少年層の分極化
- 第2章 青少年の性規範・性意識からみる分極化現象
- 第3章 家庭環境や親子のかかわりの違いは青少年の性行動に影響を与えるか
- 第4章 知識・態度・行動の観点からみた性教育の現状と今後の課題
- 第5章 青少年の性行動と所属集団の性行動規範
- 第6章 青少年の避妊行動の実態と包括的性教育の可能性
- 第7章 性的被害と親密性からの／への逃避
- 第8章 青少年の性についての悩み
～自由記述欄への回答からみえるもの～



定価 2,420 円（税込） A5 判・256 ページ

編／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会 発行／小学館

全国の書店にて、ご購入いただけます！